

# 資料編



# 1 策定経緯・策定体制

## (1) 策定経緯

開催日	内容
平成 30 年 5 月 9 日	平成 30 年度第 1 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 諮問（第 3 次豊田市子ども総合計画について） （1）第 3 次子ども総合計画策定について（案） （2）子ども・子育てに関する市民意向調査について（案） （3）第 2 次子ども総合計画平成 29 年度事業実施状況について （4）豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について
平成 30 年 6 月 1 日～ 6 月 22 日	「豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査」の実施（就学前の子どもをもつ保護者を除く）
平成 30 年 8 月 20 日	第 1 回子どもの貧困対策検討部会 （1）子どもの貧困対策検討部会の設置について （2）子どもの貧困対策について
平成 30 年 9 月 19 日	第 2 回子どもの貧困対策検討部会 （1）子どもの貧困に関するデータについて （2）子どもの貧困対策施策体系について
平成 30 年 10 月 12 日～ 11 月 2 日	「豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査」の実施（就学前の子どもをもつ保護者）
平成 30 年 10 月 17 日	第 3 回子どもの貧困対策検討部会 （1）子どもの貧困対策施策体系について
平成 30 年 11 月 14 日	平成 30 年度第 2 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 （1）市民意向調査結果について （2）子どもの貧困対策検討部会の検討状況について （3）本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題 （4）施策の取組方針
平成 31 年 2 月 13 日	平成 30 年度第 3 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 （1）計画素案の構成について （2）施策体系について （3）評価のしくみと評価指標について （4）掲載事業について （5）団体ヒアリングに実施について



開催日	内容
平成 31 年 4 月 3 日	第 4 回子どもの貧困対策検討部会 (1) 「子どもの貧困対策」に代わる表現について (2) 子どもの貧困対策の掲載事業について
令和元年 5 月 16 日	令和元年度第 1 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 (1) 子どもの貧困対策検討部会の検討状況について (2) 第 3 次子ども総合計画素案について (3) パブリックコメントの実施について
令和元年 5 月 24 日～ 6 月 23 日	パブリックコメントの実施
令和元年 7 月 12 日	令和元年度第 2 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 (1) パブリックコメントの結果について (2) 答申案について (3) 第 2 次子ども総合計画平成 30 年度事業実施状況について (4) 豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について
令和元年 7 月 24 日	答申
令和元年 7 月 24 日	令和元年度豊田市総合教育会議
令和元年 11 月 22 日	令和元年度第 3 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第 3 次子ども総合計画の推進体制について (3) 第 3 次子ども総合計画図書について
令和元年 12 月 23 日	12 月市議会定例会で議決



子どもにやさしいまちづくり推進会議



子どもの貧困対策検討部会



## (2) 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

### ① 子どもにやさしいまちづくり推進会議委員（委員名簿）

◎：会長    ○：副会長

委員区分	所属団体等	役職等	氏名
住民	市民公募委員	—	小黒 泰之
	市民公募委員	—	丹山 珠美
	市民公募委員	—	鬼木 利恵
	市民公募委員	—	西村 新
	市民公募委員	—	山岡 裕子
	豊田市子ども会議	代表	筋生田 和哉 柏本 彩百合
各種団体	豊田市区長会	理事	杉浦 正司
	豊田市子ども会育成連絡協議会	会長	田浦 武英
		委員長	山下 茂子
	豊田市立幼稚園協会	市推進委員	竹川 和人
			武田 洋子
	豊田市私立幼稚園保護者の会連合会	会長	銭谷 真由実
			芝 香里
	豊田市青少年健全育成推進協議会	会長	野上 孝之
			福田 文彦
	豊田市 PTA 連絡協議会	会長	榊原 丈
			山内 祥正
			濱崎 志紀
	豊田市こども園保護者の会	幹事	喜屋武 真唯
会長		渡瀬 裕美子	
幹事		佐藤 紗奈美	
豊田市母子保健推進員の会	副会長	芳賀 三千代	
		山口 友美	
豊田市民生委員児童委員協議会	主任児童委員部会長	湯浅 つき子	
豊田市私立こども園園長 （社会福祉法人清心会 東保見こども園）	園長	福上 道則	
		児童養護施設梅ヶ丘学園	施設長
学識経験者	椋山女学園大学	教授	早川 操
	日本赤十字豊田看護大学	教授	◎野口 眞弓
	中京大学	教授	松田 茂樹
	豊田市子どもの権利擁護委員	代表擁護委員	山田 麻紗子
			間宮 静香
一般社団法人豊田加茂医師会	副会長	○高橋 昌久	
事業者	トヨタ自動車株式会社 人材開発部 人事室 ダイバーシティ推進グループ	グループ長	斎藤 万里
			水野 至保
	豊田商工会議所	事務局長	藪押 光市



委員区分	所属団体等	役職等	氏名
関係行政機関	愛知県豊田加茂福祉相談センター	センター長	三浦 宏太
	愛知県豊田警察署生活安全課	課長	神田 圭介 長谷 昭次
	愛知県足助警察署生活安全課	課長	鈴木 哲也
	名古屋法務局豊田支局総務課	課長	太田 浩司 横山 明美
市長が適当と認めるもの	連合愛知豊田地域協議会	代表	大橋 一之 小澤 仁和
	豊田市小中学校長会	末野原中学校長 井上小学校長	山中 浩之 地多 恭康
	NPO 団体 フリースペースK	代表	釘宮 順子
	認定 NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA)	理事長	萬屋 育子

※計画策定期間の委員、「役職等」は就任時のもの

## ② 子どもの貧困対策検討部会委員（委員名簿）

◎：部会長

委員区分	所属団体等	役職等	氏名
住民	市民公募委員	-	鬼木 利恵
	市民公募委員	-	西村 新
	市民公募委員	-	山岡 裕子
	豊田市子ども会議	代表	柏本 彩百合
各種団体	豊田市子ども会育成連絡協議会	会長 委員長	田浦 武英 山下 茂子
	豊田市私立幼稚園協会	市推進委員	武田 洋子
	豊田市青少年健全育成推進協議会	会長	福田 文彦
	豊田市PTA連絡協議会	会長	山内 祥正
	豊田市こども園保護者の会	会長	渡瀬 裕美子
	豊田市母子保健推進員の会	副会長	山口 友美
	豊田市民生委員児童委員協議会	主任児童委員部会長	湯浅 つき子
学識経験者	椋山女学園大学	教授	早川 操
	豊田市子どもの権利擁護委員	代表擁護委員	◎間宮 静香
関係行政機関	愛知県豊田加茂福祉相談センター	センター長	三浦 宏太
市長が適当と認めるもの	連合愛知豊田地域協議会	代表	小澤 仁和
	NPO 団体 フリースペースK	代表	釘宮 順子
	認定 NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA)	理事長	萬屋 育子

※「役職等」は就任時のもの



### (3) 諮問

豊次発第 1 3 4 号  
平成 3 0 年 5 月 9 日

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議  
会長 野口 眞弓 様

豊田市長 太田 稔彦

#### 第 3 次豊田市子ども総合計画について（諮問）

豊田市子ども条例（平成 1 9 年条例第 7 0 号）第 2 7 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

##### 1 諮問事項

第 3 次豊田市子ども総合計画の策定について、貴推進会議の意見を求めます。

##### 2 諮問理由

当市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成 1 9 年に「豊田市子ども条例」を策定しました。そして、同条例に基づき平成 2 2 年度に「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」、平成 2 7 年度に「第 2 次豊田市子ども総合計画」を策定し、「子ども・親・地域が育ち合う子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念として、社会全体で支えあいながら、子どもが育つ環境づくりと親育ちへの支援を進めています。

現計画は、平成 3 1 年度で計画期間が終了しますが、安心して子育てができるまちの実現を目指し、子ども・子育て支援新制度や法令改正等を踏まえながら、第 3 次となる子ども総合計画を策定してまいります。第 3 次豊田市子ども総合計画の策定にあたり、これまでの子ども総合計画の実績及び本市の現状を念頭に置き、市民や専門家の意見を反映した子ども施策に関する総合的な計画とするため、貴推進会議に諮問を行うものであります。

##### 3 回答期限

平成 3 1 年 7 月 2 8 日まで

##### 4 主管課名

子ども部 次世代育成課



## (4) 答申

令和元年7月24日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議  
会長 野口 眞弓

### 第3次豊田市子ども総合計画について（答申）

平成30年5月9日付け豊次発第134号で諮問のありました、「第3次豊田市子ども総合計画」の策定について、これまで9回（本会議5回、子どもの貧困対策検討部会4回）にわたる会議を重ね、慎重に審議を行った結果、別添「第3次豊田市子ども総合計画（案）」のとおり答申します。

なお、本計画を推進していく際には、引き続き留意すべき点として、次の2点について意見を申し添えますので、市長におかれましては、第3次子ども総合計画を推進していく際に、適切な対応を要望します。

#### 1 子どもの視点からの施策の展開

子どもを含めたすべての市民が子どもの権利を十分に理解し、子どもの権利が総合的に保障された子どもにやさしいまちづくりを目指すために、子どもの声に耳を傾け、子どもにとって最も良いことは何かを考え、子どもの視点に基づく施策の展開を図ることを求めます。

#### 2 地域と共働・連携による取組

子どもが育つ環境づくりと親育ちへの支援にあたっては、行政による支援だけでなく、地域との共働による支援の推進が重要です。基本理念である「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」の実現に向け、行政、専門機関、地域、企業など多様な主体がそれぞれ共働・連携し、幅広いネットワークが構築され、子どもに必要な支援が届く取組を求めます。

別添

- 1 第3次豊田市子ども総合計画（案）
- 2 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議議事録



## 2 市民の参画

### (1) 「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」

#### 【実施目的】

○本計画策定に向け、市内の就学前児童・小中学生の保護者、母子健康手帳を受け取られる人及び一般の市民の子育て支援に関する状況や意見並びに、子どもたちの今の考えや気持ち、生活の状況、子どもや青少年の育つ環境などについて把握するため、調査を実施しました。

#### 【調査対象者・回収状況等】

- 調査地域 : 豊田市全域
- 調査対象者及び配布数 : 下表参照
- 調査期間 : 平成 30 年 6 月 1 日～6 月 22 日  
※調査対象者①については、平成 30 年 10 月 12 日～11 月 2 日
- 回収結果 : 下表参照

	調査対象者	配布数	回収数	回収率	有効回答数
①	就学前児童保護者	2,500	1,617	64.7%	1,617
②	母子健康手帳被交付者	500	182	36.4%	182
③	小学 1～3 年生	1,000	847	84.7%	827
④	小学 4～6 年生	1,000	785	78.5%	758
⑤	小学生保護者	2,000	1,608	80.4%	1,422
⑥	中学生	1,500	1,385	92.3%	1,366
⑦	中学生保護者	1,500	1,372	91.5%	1,297
⑧	高校生	1,000	425	42.5%	425
⑨	大学生	1,000	123	12.3%	123
⑩	青少年 (19～29 歳)	1,000	391	39.1%	391
⑪	市民	2,500	1,399	56.0%	1,399
	合計	15,500	10,134	65.4%	9,807

※小学生及び保護者、中学生及び保護者については、配布・回収を対で実施したため、いずれか一方が無回答でも回収数にはカウントしており、有効回答数はそれら無回答調査票を除いたものです。



## (2) 関係団体へのヒアリング

### 【ヒアリング対象団体】

	団体・施設名	分野	実施日
1	豊田市民生児童委員協議会主任児童委員部会	主任児童委員	平成 30 年 10 月 5 日
2	中京大学レクリエーションクラブ	学生団体	平成 30 年 12 月 23 日
3	虹の会 (豊田市若者サポートステーション)	ひきこもり支援	平成 30 年 12 月 25 日
4	青少年センター利用団体 (2 団体)	青少年センター利用団体	平成 31 年 1 月 5 日 平成 31 年 1 月 11 日
5	豊田大地の会	ひきこもりの家族会	平成 31 年 1 月 9 日
6	豊田市母子保健推進員の会	母子保健推進員	平成 31 年 1 月 16 日
7	ボーイスカウト豊田地区協議会	青少年育成団体	平成 31 年 1 月 17 日
8	とよた学生盛りあげ隊	学生団体	平成 31 年 1 月 17 日
9	私立こども園園長会	私立保育園事業者	平成 31 年 1 月 18 日
10	私立幼稚園協会	私立幼稚園事業者	平成 31 年 2 月 7 日
11	ガールスカウト三河北地区協議会	青少年育成団体	平成 31 年 2 月 16 日
12	豊田市 PTA 連絡協議会	青少年育成団体	平成 31 年 2 月 20 日
13	ゆるっとほっとかふえ	子ども食堂運営団体	平成 31 年 2 月 24 日
14	保護者サークル団体	乳幼児保護者のサークル団体	平成 31 年 2 月 25 日
15	豊田市青少年健全育成推進協議会	青少年育成団体	平成 31 年 3 月 7 日
16	私立幼稚園保護者の会	私立幼稚園保護者	平成 31 年 3 月 15 日



### (3) パブリックコメント

#### 【パブリックコメントの実施】

募集期間：令和元年5月24日～6月23日 意見件数：316件

#### 【意見の集計表】

分 野		意見件数
各施策目標に 関すること	(1) 子どもの権利保障	18件
	(2) 妊娠中と出産後の親子の健康づくり	8件
	(3) 子育ての不安や負担の軽減	24件
	(4) 安全・安心な子どもの生活環境の整備	12件
	(5) 保育需要への対応	8件
	(6) 良好な幼児教育・保育環境の確保	3件
	(7) 義務教育期の子どもの適切な支援	10件
	(8) 義務教育期後の青少年・若者の育成、支援	9件
	(9) ワーク・ライフ・バランスの推進	2件
	(10) 地域力を生かした家庭力の向上及び子どもの育成	13件
重点事業群	(1) 子どもの権利啓発の推進	6件
	(2) 子どもの孤困きゅうさいプログラム	12件
	(3) 児童虐待防止対策の強化	37件
	(4) 情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実	10件
	(5) 待機児童対策	12件
	(6) 義務教育期後の社会参加の推進	7件
	(7) 少子化への対応	14件
計画全体に ついて	(1) 現状と課題	7件
	(2) 計画の推進	22件
	(3) 計画の周知	4件
	(4) 具体的な方策	11件
その他（感想等）		67件
合計		316件



#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第8条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第9条～第11条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第12条～第20条）

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条～第26条）

第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第27条～第30条）

第7章 雑則（第31条）

##### 附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

##### （定義）

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。



3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

(責務)

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの権利と責任)

第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

2 子どもは、自分の権利を大切にしよう努めなければなりません。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重しよう努めなければなりません。

4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。

(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。

(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。

(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。

(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。

(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。

(8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

(1) ありのままの自分が認められること。

(2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。

(3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。

(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。

(5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。



- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

### 第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
- 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなけ



ればなりません。

- 3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

- 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
- 3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第12条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。
- 3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

- 2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)

第14条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、



ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

(子どものいじめの防止などに関する取組)

第15条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

(有害・危険な環境からの保護)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないように取り組まなければなりません。

(1) 環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの

(2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用

(3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待

(4) 過激な暴力や性などの有害な情報

(5) 犯罪の被害や加害

(6) 公共施設や交通機関などにおける危険な環境

(子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。

5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。



- 2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。
- 3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。
- 4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

#### 第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。
- 4 擁護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。
- 5 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれませんが、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第22条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをすること。
  - (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。
  - (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。
  - (4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したのに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。
  - (5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。
- 2 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。
    - (1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。
    - (2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。



(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(擁護委員への協力)

第23条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

(勧告や要請などの内容の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(活動状況などの報告と公表)

第26条 擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

## 第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(子ども総合計画)

第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

(子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など)

第28条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

2 推進会議の委員は、30人以内とします。

3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。

4 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 推進会議には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定に基づ



く児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。

6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

（推進会議の仕事）

第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

- (1) 子ども総合計画に関すること。
- (2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。

2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。

3 推進会議は、前2項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号の事務を行います。

4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。

（報告、提言など）

第30条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。

3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

## 第7章 雑則

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第19条並びに第5章及び第6章の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。



### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 豊田市子ども会議（第3条・第4条）

第3章 豊田市子どもの権利擁護委員（第5条～第17条）

第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（第18条～第24条）

第5章 雑則（第25条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市子ども条例（平成19年条例第70号。以下「条例」といいます。）第31条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

（子どもの定義）

第2条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は中等教育学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
- (3) 前2号に準ずる学校や施設

第2章 豊田市子ども会議

（委員）

第3条 条例第20条に規定する豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）の委員は、公募により市長が選びます。

（子ども会議の意見）

第4条 子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、意見を提出することができます。

- 2 市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公表します。
- 3 市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

第3章 豊田市子どもの権利擁護委員

（兼職などの禁止）

第5条 条例第21条第1項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

- 2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができ



ません。

- 3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(代表擁護委員)

第6条 擁護委員のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

- 2 代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。
- 3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。
- 4 その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。

(子どもの権利相談員)

第7条 擁護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

- 2 条例第22条第2項及びこの規則の第5条の規定は、相談員について準用します。

(相談及び救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

- 2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。

(救済の申立書など)

第9条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのことを述べることとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談などの状況

- 2 擁護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

(調査)

第10条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関



係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除きます。
- (5) 条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 具体的な権利の侵害を含まないとき。
- (8) その他擁護委員が調査することが適当でないとき。

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合や、条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第11条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第12条 擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整（以下単に「調整」といいます。）をすることができます。

4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第13条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなり



ません。

(身分証明証の提示)

第14条 擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

(相談室の設置など)

第15条 子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室(以下「相談室」という。)を豊田市小坂本町1丁目25番地(豊田産業文化センター内)に設置します。

2 相談室は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

3 相談室に室長その他の職員を置きます。

4 室長は、次世代育成課長の指示に従い、相談室の事務を管理します。

(相談室の利用日及び利用時間)

第16条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

利用日	利用時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午前10時から午後6時15分まで
金曜日	午前11時45分から午後8時15分まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができます。

(電話相談の受付)

第17条 擁護委員及び相談員が、電話による相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

受付日	受付時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

#### 第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

第18条 条例第28条第1項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決



めます。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第19条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(委員)

第20条 条例第28条第3項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

(豊田市児童福祉審議会)

第21条 条例第28条第5項に規定する豊田市児童福祉審議会(以下「児童福祉審議会」といいます。)については、児童福祉法第9条に定めるもののほか、次項から第4項までに定めるところによります。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。
- 3 第19条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。
- 4 臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合には、第19条第2項及び第3項の規定の適用について、委員とみなします。

(豊田市幼保連携型認定こども園審議会)

第22条 条例第28条第6項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会(以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。)については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に定めるもののほか、次項及び第3項に定めるところによります。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。
- 3 第19条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

(部会)

第23条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

- 2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。



- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。
- 5 部会は、その調査審議に必要があると認めるときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。
- 6 推進会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。
- 7 第19条の規定は、部会の会議について準用します。

（庶務）

第24条 推進会議の庶務は子ども部次世代育成課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

#### 第5章 雑則

（委任）

第25条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

#### 附 則

この規則中第2章及び第4章の規定は平成20年6月1日から、第3章の規定は平成20年10月1日から、その他の規定は公布の日から施行します。



## 5 用語の説明

●豊：豊田市独自の取組

あ行	親育ち交流カフェ ●豊	親ノートを活用し、座談会形式で保護者どうしの子育てに関する相談や情報を気軽に交換できる場。
か行	家庭教育手帳 「親ノート」 ●豊	一人で悩まないをコンセプトとして、子育てに対する不安や負担感等を軽減すると共に、親子関係や親としてのあり方等、家庭教育の支援に関する様々な情報を得られるノート。小学1～4年生版と小学5年生～中学生版の2種類がある。
	共働 ●豊	市民と行政が協力・連携すること。通常これを協働というが、豊田市ではそれに加え、共通する目的のために、それぞれの判断で、それぞれが別で活動することも含まれる。
	子育て世代包括支援センター	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、児童虐待の対応などの福祉的な支援を実施する拠点。
	子ども家庭総合支援拠点	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を実施する拠点。
	子ども食堂	子どもが地域の人たちと一緒に食事をする事で、子どもの孤立を防止するとともに、子どもに安心して過ごせる居場所を提供することで子どもの健やかな成長を促すことができる取組。
	さ行	自己肯定感
主任児童委員	地域において児童や妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を主に担当し、児童相談所等の関係機関との連絡調整、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う。	
スクール カウンセラー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、活動経験の実績などがある者。家庭環境による問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る。	
スクール ソーシャルワーカー	いじめや不登校などにより児童生徒の心の問題に関して、専門的な知識・経験を有する者。児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言などを行う。	
相対的貧困率	等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分(貧困線)に満たない世帯員の割合をいう。 「子どもの貧困率」とは、子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいう。	
ソーシャルメディア	インターネット上で不特定多数の人がコミュニケーションを取ることで情報の共有や情報の拡散が生まれるメディアのことをいう。	



た行	待機児童	保育施設の利用を希望しながらも空きがないため入所できず、待機している児童のこと。
	地域学校共働本部	地域と学校が連携・共働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく組織。各小・中学校に、地域コーディネーターを配置し、学校と地域の双方向の活動や共働の活動を実施。 <span style="color: #e67e22;">●</span> 豊
	超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。豊田市では、平成28年1月に超高齢社会になった。
	とよた急病・子育てコール24	24時間365日いつでも急病医療相談と子育て相談ができるコールセンター。 <span style="color: #e67e22;">●</span> 豊
	豊田市子ども条例	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことにより、豊田市の未来を担う子どもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に豊田市が制定した条例。 <span style="color: #e67e22;">●</span> 豊
	豊田市版 コミュニティ・ スクール	中学校区の単位で、学校と地域がめざす子ども像や9年間を見通した教育活動を共有し、学校間の連携及び地域ぐるみの教育を効果的に実施するための仕組み。中学校区内の各学校に設置された地域学校共働本部の教育協議会の代表者及び各学校、地域の代表者で構成されるコミュニティ・スクール連絡会議を設置。 <span style="color: #e67e22;">●</span> 豊
	豊田市若者サポート ステーション	子ども・若者育成支援推進法に基づき、ニート・ひきこもりなど自立に困難を抱えた15～39歳の若者とその家族に関する総合的な相談窓口・支援機関。 <span style="color: #e67e22;">●</span> 豊
	豊田市若者支援 地域協議会	若者が抱えるさまざまな課題に対し、包括的にかつ適正な支援が行えるように、福祉、就労、教育などの専門機関で構成。各専門機関の連携強化と情報共有を目的に代表者会議、実務者会議を開催。 <span style="color: #e67e22;">●</span> 豊
な行	乳幼児突然死症候群 (SIDS)	それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群のこと。
ま行	メディアリテラシー	テレビや新聞、インターネットなどから発信される情報を主体的に読み解き、理解・活用、自己発信する能力。
ら行	レスパイト	子育てをしている保護者等の一時的な休息。
わ行	ワーク・ライフ・ バランス	働くすべての人が、仕事、家庭生活、地域生活などの調和を取り、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。
英数字	CAPプログラム	Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止)の頭文字をとったもの。子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム。
	DV (ドメスティック・ バイオレンス)	配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力。殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含む。



## 6 年齢区分

呼称等	年齢区分	法令等
子ども	18歳未満の人と18歳又は19歳の人で、学校や施設※に在学、入所している者 ※学校教育法に規定する高等学校又は中等学校、児童福祉法に規定する児童福祉施設	豊田市子ども条例 豊田市子ども規則
児童	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	学校教育法
	18歳未満の者	児童福祉法 児童の権利に関する条約
	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	児童手当法
	20歳未満の者	母子及び父子並びに寡婦福祉法
生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	学校教育法
思春期	中学生からおおむね18歳までの者	子ども・若者ビジョン
青少年	小学校就学の始期から20歳未満までの者	豊田市青少年相談センター条例
	おおむね30歳未満までの者	子ども・若者ビジョン
若者	40歳未満の者	子ども・若者ビジョン





### **第3次豊田市子ども総合計画**

発行：豊田市（令和2年3月発行）

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

TEL：0565-31-1212（代表）

URL：<https://www.city.toyota.aichi.jp/>

編集：豊田市子ども部次世代育成課



第3次豊田市子ども総合計画

令和2年3月

豊  
田  
市